

知的資産経営情報の開示と公認会計士の役割について

平成 18 年 7 月 19 日

日本公認会計士協会

目 次

はじめに.....	1
「知的資産経営の開示ガイドライン」について.....	1
1．経緯.....	1
2．「ガイドライン」の概要.....	1
3．特徴.....	3
開示事例.....	4
海外の事例.....	6
1．概要.....	6
2．デンマーク.....	6
3．ドイツ.....	13
4．英国.....	16
5．米国.....	16
6．検討.....	18
公認会計士の役割.....	19
1．作成指導.....	19
2．保証業務.....	19
おわりに.....	28

はじめに

平成 16 年 1 月に経済産業省から特許・技術情報中心の「知的財産情報開示指針」が公表され、また、同省から平成 17 年 10 月により広い概念である知的資産経営を対象にした「知的資産経営の開示ガイドライン」が公表された。さらに、平成 18 年 3 月には、独立行政法人中小企業基盤整備機構を事務局とする「中小企業知的資産経営研究会」の「中間報告書」が公表された。

海外の状況を見ると、「知的資産経営報告」と同様の開示として、「知的資本報告書」の開示がある。これは北欧中心に 10 年程度前から始まっており、近年ドイツ等でも開示が始まっている。また、英米や EU において財務情報を補足・補完するものとして、非財務情報の開示が始まろうとしている。

そこで本研究報告においては、これら海外の動向を参考としながら、「知的資産経営の開示ガイドライン」やこれに基づく知的資産経営報告開示の内容を概観するとともに、公認会計士の関与可能な内容を検討することとする。

「知的資産経営の開示ガイドライン」について

1. 経緯

「見えざる資産」が企業の競争力の源泉として重要な役割を果たしているとする考え方は、多くの研究があり、ますます盛んになりつつあるといえよう。我が国では 90 年代の国際競争力の著しい低下の反省から、「知的財産立国」の国家戦略の下、総合的なアクションプランである「知的財産戦略大綱」を出発点として、諸種の知財関係施策が実施されてきた。

企業の情報開示の分野については、経済産業省から「知的財産情報開示指針」（平成 16 年 1 月）が公表され、30 社程度の開示が行われているが、主に特許・技術情報等の知的財産に着目した開示であった。

これをさらに発展させる形で、各社固有の強みとなる「知的資産（特許権等の知的財産に加え、組織力や顧客・取引先とのネットワーク等をも対象とする無形の資産）」を活用し、持続的な成長を目指す「知的資産経営」について、経営者の視点から簡潔に情報開示するものとして「知的資産経営の開示ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が平成 17 年 10 月に公表された。本研究報告では、この「ガイドライン」に焦点を当てて検討を行った。

2. 「ガイドライン」の概要

「ガイドライン」では、

- ガイドライン策定の背景・意義（第 1 章）
- 知的資産経営報告の概要（第 2 章）
- 具体的な記載の方法と留意点（第 3 章）
- 評価する側の留意点（第 4 章）
- 簡単な方法（第 5 章）

➤ 今後の展望 (第6章)

等について記載が行われている。

「ガイドライン」のうち、本研究報告にかかわる主要な点を以下に列挙する。

(1) 目的

「ガイドライン」では「知的資産経営報告の基本的な目的は、企業が将来に向けて持続的に利益を生み、企業価値を向上させるための活動を経営者がステークホルダーにわかりやすいストーリーで伝え、企業とステークホルダーとの間での認識を共有することにある(P3)」とされる。

(2) 対象ステークホルダー

「ガイドライン」は「株主のみではなく自らが重要と認識するステークホルダーにとって理解しやすいものとする。(P3)」とし、他の記述も合わせ考えると、投資家にウェイトを置いているが、従業員・取引先・債権者・地域社会等も考慮する立場と考えられる。

(3) 内容

「ガイドライン」では、「経営者の目から見た経営の全体像をストーリーとして示す(P3)」、また「企業の価値に影響を与える将来的な価値創造に焦点を当てる(P3)」とされる。すなわち、知的資産を活用した知的資産経営の状況をストーリーとして示すことが想定されている。したがって、将来情報や定性情報が重要な位置を占めることになる。

(4) 指標による裏付け

「ガイドライン」では、「信憑性を高めるため、ストーリーのポイントとなる部分に関し、裏付けとなる指標などを示す(P3)」とされ、(本文)指標が、定性情報中心に記述された価値創造ストーリーの信憑性を裏付けるものとしての位置付けを与えられている。

(5) 開示の範囲

「ガイドライン」では、「事業活動の実態に合わせ、原則として連結ベースで説明する(P4)」としている。財務会計上の連結範囲と知的資産の連結範囲は異なることも考えられるが、知的資産経営報告書には多くの財務数値が記載されていることを考えれば、実務上は財務会計上の連結範囲を用いるのが妥当と考えられる。

(6) 開示企業

「ガイドライン」では、「公開企業・非公開企業を問わず、このガイドラインを活用した開示を行うことができる(P5)」とし、中小企業等も対象としている。

(7) 開示媒体

「ガイドライン」では、「新たな報告書を発行してもよいが、アニュアルレポート、サステナビリティレポートなど、既存の開示文書の一部としてもよい(P5)」とし、独立の報告書以外の開示形態も考慮している。

(8) 開示の強制度

「ガイドライン」では、「任意の開示として始める（P5）」としている。これは、企業が自らの強みを積極的に開示できるようにするためであり、また、知的資産経営情報の開示は始まったばかりであることから、当面は普及啓蒙を図るため、任意性の高い形にしているものと思われる。

(9) 今後の展望

「ガイドライン」では、国際的な展望、実際の開示の内容、ステークホルダーからの反応などを考慮しつつ、「ガイドライン自体も必要に応じさらに発展していく（P16）」として、環境変化に応じて、今後「ガイドライン」が改訂される可能性が示唆されている。

3. 特徴

(1) 価値創造ストーリー

上述のように、知的資産経営報告においては、経営哲学・経営方針・戦略等の定性情報を含んだ価値創造ストーリーによって、将来情報についても説得的に示すことが重要な位置付けとなっている。

(2) 裏付け指標について

上記(4)で見たように、指標が価値創造ストーリーの信憑性を裏付けるものとして重要な役割を担っている。

しかし、「ガイドライン」上 35 の指標が示されているが、例示の扱いであり強制力を持つものではない。これは、

知的資産経営の実践と開示の内容は各社各様に異なることに意味があるため、価値創造ストーリーを裏付ける指標を特定したり、開示を強制したりすることによって企業の独自性が損なわれることを避けた

開示促進の意味から、開示企業の負担をできるだけ軽くする配慮を行った等の理由によるものと考えられる。

(3) 財務報告との関係

価値創造ストーリーは将来情報を含むため、当期に行われた知的資産経営報告の開示内容は、今後の収益の源泉として期待できるものの説明を含んでおり、次期以降の業績に反映され得るものと考えられる。また、財務状況に照らし合わせることによって、将来の価値創造ストーリーの実現可能性をある程度判断できる場合がある。

(4) 評価側留意点の記載

「ガイドライン」では、開示側の留意点ばかりでなく、評価する側の留意点も記載されている。これは「ガイドライン」の特徴であり、単純な指標だけの比較を避け、評価の多様性を保つためと考えられる。今後開示事例が増え、ステークホルダーの利用が高度化するに際し、有用であると思われる。

開示事例

「ガイドライン」は平成 17 年 10 月に公表されたばかりであるが、既に以下の 5 社が知的資産経営報告を開示している（平成 18 年 6 月 1 日現在）。

(株)オールアバウト

日本政策投資銀行

ネオケミア(株)

(株)ニーモニックセキュリティ

(株)データプレイス

ここでは、上記の ~ （開示日付順上位 4 社）について開示内容を検討する。各社の報告書の主な特徴は以下の表のとおりである。

開示企業	(株)オールアバウト	日本政策投資銀行	ネオケミア(株)	(株)ニーモニックセキュリティ
業 種	IT系企業	政府系金融機関	バイオ系ベンチャー	IT系ベンチャー
作成基準	経産省ガイドラインドラフト	経産省ガイドラインドラフトを参照	経産省ガイドラインに準拠	経産省ガイドラインに準拠
作成目的	利用者・取引先・株主等による価値形成の仕組みへの理解を深める。	ステークホルダーへの理解を高める。	特に、顧客へのアピール	特に、資金調達目的
特 徴	知的資産の評価に IC Rating というツールを採用している。 独自指標を多用している。	サステナブルな社会作りレポート（CSR 報告書）の一部として開示	期間を草創期・成長期・発展期の 3 期に分けている。 価値創造プロセスを研究開発戦略・事業戦略・知財戦略の 3 つの領域に分けて記載	具体的事業の進捗状況を記載 活動別の投資額を記載
知的資産	情報編集力 専門家ネットワーク力 収益マネジメント力 人材・組織力 信頼と共感のブランド力	官と民をつなぐ 中立的機関としての多面的ネットワーク 金融判断と政策判断の両方を的確にこなすことの出来る人材	新領域開拓による競争相手がほとんどいない技術領域 優秀な研究スタッフ 研究開発アライアンス	ユニークな本人認証技術 アイデアの創造力 開発・事業化の体制（スピード） 大学とのアライアンス

開示企業	(株)オールアバウト	日本政策投資銀行	ネオケミア(株)	(株)ニーモニックセキュリティ
		投融資判断における日本政策投資銀行独自のプロセス		ソフトウェア開発会社・事業会社とのアライアンス 有識者との人的繋がり
本文指標	ユニークユーザー数 ページビュー数 類型ガイド記事本数 エディトリアル広告の累計製作本数 ガイド数 ガイド増加数 ガイド減少数 プロデューサー当たりガイド数 ユニークユーザー当たり売上	特に明示されていないが、受賞歴等の記述がある。 また、CSR 報告書の関係部署とのレファレンスが付されている。	研究開発費及び研究開発費割合 研究開発効率 特許占有率 研究スタッフ数 試供品購入顧客の成約率 クレーム率 特許出願件数 特許関連費用と特許関連費用割合	助成金獲得実績 受賞歴 他
別添指標	なし	なし	経営者による社外に向けた情報発信 主力事業の優位性 R & D集中度 売上高対研究開発費 新製品比率 従業員の平均年齢 訴訟係争中の件数	なし

ここで、

(株)オールアバウトではコンサルティング会社による「所見」、日本政策投資銀行では、「第三者意見」が付されているが、これらは分析ないし感想であり、保証業務とは異なるものであることに留意する必要がある。

(株)オールアバウト及び日本政策投資銀行は「ガイドライン」確定版が公表される前に開示されたため、「ガイドライン」ドラフトをベースにされたようであるが、他の2社は「ガイドライン」に準拠して作成している。

開示方法については、日本政策投資銀行がCSR報告書の一部として開示しているが、他の3社は独立の報告書で開示を行っている。

指標について、ネオケミア(株)は本文指標及び別添指標を開示している。(株)オールアバウトは本文指標を開示している。他の2社は必ずしも明確にはなっていない。

海外の事例

1. 概要

海外における「見えざる資産」の開示動向は、北欧を中心とした知的資本開示の流れと米国・英国等における非財務情報の開示の流れに大きく分類することができる。

欧州における知的資本の開示は、スウェーデンのスカンディア社が知的資本報告書を開示（1995年）して以来、北欧諸国を中心として発達してきている。2000年にデンマークが知的資本報告書のガイドラインを策定（2003年改訂）し、2004年にドイツガイドラインが策定され、これらに基づく開示が行われている。また、2002年のMERITUMガイドライン（EU6か国）やオーストリア等でも同様な傾向が見られる。

一方、アニュアルレポートに非財務情報を開示する動きがある。これは、証券市場が制度としてしっかりと確立された米国において財務情報を補足する観点からMD&Aという形式で導入され、欧州においてもEUにおける会計指令の改正（2003年6月）により加速され、IASBにおけるManagement Commentaryや英国におけるOFRの改定といった流れに結び付いている。さらに、米国においては、従来の会計報告の枠組みそのものを改正し、非財務情報をも経営報告の中心に加えるといった議論が出てきている（EBR）。

ここでは、これら2つの動向を、前者の例として、デンマーク・ドイツの知的資本報告書ガイドラインを、後者の例として、英国・米国の動向について検討する。

2. デンマーク

(1) 開示制度の概要

デンマークの知的資本報告書ガイドラインは 2000 年に公開され、2003 年に改定された (Intellectual Capital Guideline – The New Guideline)。このガイドラインの主な特徴は、以下のとおりである。

デンマーク政府が作成したものである。

想定する利害関係者としては、社内、潜在従業員、顧客、協力先、投資家、社会、国、と広く考えている。

知的資本としては、従業員、顧客、プロセス、技術を想定している。

知的資本報告書の構成要素として、

- 知的資産経営の理念
- 経営課題
- 具体的行動計画
- 指標

を挙げている。

これら 4 構成要素を統合的にまとめ上げる方法等、作成方法について詳述している。また、Help Table 等の作成のためのツールについても示されている。

指標の 3 つの機能として、

- 定義：経営課題・具体的行動計画を定義する
- 評価：経営課題・具体的行動計画の開始・実行・効果を評価する
- 報告：外部向け報告にとって重要

を挙げている。

「多くの指標は每期使用されるべきである」とし、指標の継続性を示している。

知的資本報告書の作成は任意とされる。

知的資本が将来の企業収益にとって重要な影響を与える場合には、大企業はアニュアルレポートで知的資本の開示が要求される。

知的資本報告書には監査は要求されないとしつつも、作成プロセスについての第三者による保証について記述されている。

知的資本報告書の構成

知的資本報告書の構成は以下のようになっている。

- 年次報告
- 企業の概要
- 知的資産経営の理念
- 知的資本報告書モデル
- 具体的行動計画及び指標を含む経営課題
- 会計方針

(2) 開示例

デンマーク政府は、ガイドライン関連ドキュメント (Intellectual Capital Statements in Practice) において、2002 年度開示企業として以下の 44 社を列挙している。

	開示企業	業 種	企業 HP	摘 要
1	Albertslund Apotek	製薬	http://www.albertslundapotek.dk	
2	Amtssparekassen Fyn	銀行	http://www.amtssparekassen.dk	
3	Arbejdstilsynet	労働環境庁	http://www.arbejdstilsynet.dk	
4	Arkitektgruppen Aarhus K/S	建設業	http://www.arkitektgruppen.dk	
5	Bon A'Parte Postshop A/S	衣料通販	http://www.bonaparte.dk	
6	Bülow Management	経営コンサルティング	http://www.bulow-management.dk	
7	Carl Strandberg Supermarked, Holbaek	スーパーマーケット		
8	Danisco A/S	甘味料製造	http://www.danisco.com	後述
9	Danmarks Journalisthøjskole	ジャーナリズム学校	http://www.djh.dk	
10	Dan Net A/S	データ消去	http://www.dannet.dk	
11	Dansk Rumforskningsinstitut	宇宙研究所	http://www.dsri.dk	
12	Dantherm	環境大気管理	http://www.dantherm.com	
13	Effectiv Reklame ApS	広告	http://www.effectiv.dk	
14	Erhvervs- og Selskabsstyrelsen	通商企業庁	http://www.eogs.dk	
15	Ericsson Telebit A/S	ネットワークソリューション	http://www.ericssontelebit.com	
16	Eterra, Århus	コンサルティング	http://www.ettera.dk	
17	Forsyningsvirksomhederne Aalborg (AKE Forsyning A/S)	(Local authority supply company)	http://www.aalborg.dk/forsyning	
18	Frederiksberg Forsyning	(Local authority supply company)	http://www.frb-forsyning.dk	
19	Fødevareøkonomisk Institut (FØI)	デンマーク食料省	http://www.sifi.dk	
20	Gabriel A/S	家具	http://www.gabriel.dk	
21	H.C. Hovmand A/S	船舶商社	http://www.hovmand.dk	

	開示企業	業種	企業 HP	摘要
22	Herning Kommune Skatteafdeling	地方税務署	http://www.herning.dk	
23	Hvalsø Apotek	製薬	http://www.hvalsoe-apotek.dk	
24	Idavang Aktivitetshuset	障害者センター	http://www.vibamt.dk	
25	IT-Højskolen i København	大学	http://www.it-c.dk	
26	KOE	コンサルティング	http://www.koe.dk	
27	Københavns Havn A/S	港湾	http://www.cphport.dk	
28	Lindh Stabell Horten A/S	法律事務所	http://www.lshlaw.dk	
29	Lægemiddelstyrelsen	医学協会	http://www.dkma.dk	後述
30	Mellemfolkeligt Samvirke	経済発展組織	http://www.ms-dan.dk	
31	NORD DATA A/S	ファシリティ管理	http://www.norddata.dk	
32	Odense Tekniske Skole	工科大学	http://www.ots.dk	
33	Patientklagenævnet	患者共済会	http://www.pkn.dk	
34	Privathospitalet Mølholm	私立病院	http://www.molholm.dk	
35	Observer Danmark, København	メディアモニタリ ング	http://www.observer.dk	
36	QualiWare Consulting ApS	IT	http://www.qualiware.com	
37	Roskilde Kommune Forsyning	ユーティティサービ ス	http://www.roskildekom.dk	
38	Rønne Kommune, Teknik & Miljø	技術・環境局	http://www.ronnekommune.dk	
39	Statens Byggeforskningsinstitut	建築・都市工学	http://www.sbi.dk	
40	Søfartsstyrelsen	海事局	http://www.sofartsstyrelsen.dk	
41	TIC Danmark	中小企業支援	http://www.tic.dk	
42	Told- og Skattestyrelsen	中央税務署	http://www.toldskat.dk	
43	Århus Amt	Aarhus 支社	http://www.aaa.dk	
44	Uddannelsescenter Herning		http://www.ceuherning.dk	

開示企業のうち、以下の企業について分析を行った。

会社名	開示形態	作成基準	保証業務	摘要
Systematic Software Engeneering	独立報告書	デンマーク ガイドライ ン	あり	1999, 2000, 2002, 2004 の 4 度知的資本報告書を開 示している。

会社名	開示形態	作成基準	保証業務	摘 要
Coloplast	アニュアルレポートの一部	独自	なし	ステークホルダー報告書の形で開示している。
Carl Bro Gruppen	2003年までは独立報告書、2004年以降アニュアルレポートの一部	デンマークガイドライン	なし	同社は、2001年以降環境報告書もアニュアルレポートの一部として開示している。
Arkitema K/S	独立報告書	デンマークガイドライン	なし	
Danisco A/S	アニュアルレポートの一部	独自		アニュアルレポート中に Knowledge Management の記載あり。
Lægemiddelstyrelsen	独立報告書	デンマークガイドライン	なし	Knowledge audit という表題で開示されている。

(3) 保証業務の事例分析

A.Systematic Software Engineering の保証報告書の例

Auditor's Report

To the Management of Systematic Software Engineering A/S

We have been commissioned by Systematic's management to review the Intellectual Capital Report for 2002/03.

The Management of the Company has responsibility for this Report. Our responsibility is to express our opinion regarding the reliability of data and information on the basis of our review.

Purpose and Extent

We have conducted our review in accordance with Danish auditor practices on statement assignments, intended to provide reasonable assurance that data and information has been well-documented in accordance with the guidelines in the accounting policies. Hence the review is not as comprehensive as an audit.

From a perspective of essentiality and risk, our review has included analyses, interviews, random sampling of data and documentation and control of whether accounting principles applied have been followed. In areas where it has been possible, we have also tested the relationship with the financial Annual Report through financial analysis.

Opinion

In our opinion, the Intellectual Capital Report has been prepared in accordance with the guidelines stated in the accounting policies.

Aarhus, 7 April 2004

Deloitte

Statsautoriseret Revisionsaktieselskab

Christian Jørgensen *Carsten Høj Hansen*

State Authorized State Authorized

Public Accountant Public Accountant

< 邦訳 >

監査報告書

システムチックソフトウェアエンジニアリング社経営者 宛

我々はシステムチック社の経営者から知的資本報告書(2002年3月版)のレビューを依頼された。

当社の経営者は報告書に関して責任を負っている。我々の責任はレビューの基礎となったデータや情報の信頼性に関する意見を述べることにある。

目的と範囲

データや情報が会計方針で述べられたガイドラインに基づいて作成されていることに対する合理的保証を提供するため、二重責任に基づきデンマークの監査人の実務に従ってレビューを実施した。それゆえ、このレビューは監査ほど広範なものではない。重要性やリスクの観点から、我々のレビューは、分析、インタビュー、データの無作為抽出、文書化、採用された会計原則に従って処理が行われているか、を検証した。可能な場合には、我々は財務分析を行って財務的アニュアルレポートとの関係についても検証を行った。

意見

この知的資本報告書は会計方針に示したガイドラインに従って作成されていると意見表明する。

2004年4月7日

デロイト会計事務所

Christian Jørgensen

公認会計士

Carsten Høj Hansen

公認会計士

< 検討 >

二重責任の原則が明示されている。

監査とは異なる概念であることが示されている。

デンマークガイドラインを判断基準としている。

アニュアルレポートとの財務的関連についての手続を実施した旨の記述がある。

保証業務指針は、特に作成されていないと思われる。

B.Coloplast 社

Coloplast 社は、従来外部第三者による保証を受けていたようであるが、現在ホームページで開示されているもの(97/98年版以降)では保証業務は行われていない。

(4) その他

その他、特記事項は以下のとおりである。

Coloplast 社は、98/99年版まではアニュアルレポートの中で知的資本報告書の形で開示されていたが、99/00年版以降、ステークホルダー報告書という独自の報告書を開示するようになった。

Carl Bro 社は2003年版まで知的資本報告書を開示していたが、2004年版からアニュアルレポートの一部として開示するようになった。

デンマークガイドラインの制定・改訂時には、100社程度のパイロット企業が参加し、このうち40社程度が2002年に知的資本報告書を開示したと思われる。

開示企業の一部で保証業務が行われているが、数社程度と思われる。

3. ドイツ

(1) 開示制度の概要

ドイツの知的資本報告書ガイドライン (Intellectual Capital Statement – Made in Germany) は2004年に公開され、これに基づく開示が30社程度行われている。このガイドラインの特徴は、以下のとおりである。

ドイツ政府が作成したものである。

想定する利害関係者としては、

- 内部利害関係者：経営者、従業員、組織単位
- 外部利害関係者：投資家、潜在従業員、顧客、提携先

が挙げられている。

知的資本としては、人的資本・構造資本・関係資本に分類されているが、内容的にはデンマークガイドラインと類似している。

中小企業を主なターゲットとしている。

知的資本報告書の作成は任意とされる。

以下の6つのステップからなる作成方法を詳細に記載している。

- STEP 1：初期状態の記述
- STEP 2：知的資本の調査
- STEP 3：知的資本の評価
- STEP 4：知的資本の指標の決定と評価
- STEP 5：知的資本の伝達
- STEP 6：知的資本の管理

また、ポートフォリオ・ナレッジマップ、相互依存性ネットワーク等、作成のためのツールもより充実したものとなっている。

知的資本報告書の構成

知的資本報告書の構成は以下のようになっている。

- 前書き
- 企業の概要
- 事業の成功とチャレンジ
- 事業戦略とナレッジ戦略
- 当社の知的資本
- 将来の見通しと測定
- 指標の収集

(2) 開示例

開示企業	作成基準	保証 業務	業種	従業員数	売上(百 万ユーロ)	摘要
Aap	ドイツガイドライン	なし	バイオメデ ィカル	110	13.3	
ACTech GmbH	ドイツガイドライン	なし	鑄造	140	10.0	17 ㊦
bad & heizung	ドイツガイドライン	なし	工事	600		43 ㊦
Blumenbecker	ドイツガイドライン	なし	製造業	650	70.0	17 ㊦
Bürgel GmbH	ドイツガイドライン	なし	工事	40	3.4	
German Caritasverband	ドイツガイドライン	なし	社会サービ ス	300		11 ㊦
domino-world	ドイツガイドライン	なし	ヘルスケア	400	14.0	
KGM Geräte- und Maschinenbau GmbH	ドイツガイドライン	なし	機械工学	158	12.0	
reinisch AG,	ドイツガイドライン	なし	サービス	290	18.5	36 ㊦
Schneider Bau	ドイツガイドライン	なし	道路建設	235	38.0	28 ㊦
SØR Rusche GmbH,	ドイツガイドライン	なし	小売	150	29.0	61 ㊦
SSL Maschinenbau GmbH	ドイツガイドライン	なし	機械工学	85	8.5	24 ㊦
VR Bank Südpfalz,	ドイツガイドライン	なし	金融	472	1,310.0	32 ㊦

開示企業	作成基準	保証 業務	業種	従業員数	売上(百 万ユーロ)	摘要
Xcc Software AG,	ドイツガイドライン	なし	I T コンサ ルティング	50	5.4	

(3) 検討

これら開示企業のうち、ACTech 社、Caritas 社、Blumenbecker 社を例にとり、記載内容を以下に一覧する。

ガイドライン	ACTech 社	Caritas 社	Blumenbecker 社
前書き	ACTech が知的資本 報告書を開示する理 由	Caritas の知的資本報 告書	前書き
企業の概要	企業の状況	方法と概要	知的資本報告書-理 由
事業の成功とチャレ ンジ	知的資本報告書モデ ル	営業プロセス、知的 資本戦略、知的資本 の目的	知的資本報告書モデ ル
事業戦略とナレッジ 戦略	営業戦略、知的資本 の目的、成長	成功は空から落ちて こない	知的資本の初期状態
当社の知的資本	成功要因	人的資本、構造資本、 関係資本	知的資本の次元
将来の見通しと測定	評価、可能性、対策	展望	営業戦略、知的資本 の目的、対策
指標の収集		指標	

ここで、ACTech 社及び Blumenbecker 社については、記載内容がドイツガイド
ラインに即しているばかりでなく、

- 知的資本報告書モデルの説明
- ポートフォリオ・ナレッジマップ (Step 3)
- 指標分析表 (Step 4)
- 相互依存性ネットワーク (Step 6)

等の分析が行われており、作成プロセスもドイツガイドラインに即して行われ
たものと考えられる。

Caritas 社は、文章主体の記載内容になっており、作成プロセスは不明であるが、
記載内容はドイツガイドラインに即したものになっている。

4．英国

(1) OFR (Operating and Finance Review)

概要

英国の報告基準 1 号で、「営業及び財務の状況説明 (OFR : Operating and Finance Review) 」は、財務諸表の対象となった期間における企業の展開、業績及び状態の基をなす主要な傾向及び要因、並びに企業の将来の展開、業績及び状態に影響を与えるであろう事項について、アニュアルレポートで提供される説明的報告であると定められている。

開示義務

現時点では任意開示となっているが、EU 会計指令を受けて、一定規模以上の企業に対し、OFR の作成・開示を義務付ける方向で、会社法改正案 (OFR 導入法) が上程され、2005 年 4 月 1 日から始まる会計年度から効力発生することとなった。ここでは、事業活動のうち、財務面に重要な影響を及ぼすと考えられる非財務の情報を報告すべきとしており、「非財務情報」には環境、従業員関係、社会問題に関連した情報を含むとされ、英国の上場企業すべてに対して課される予定であった。

最新の動向

しかしながら、2005 年 11 月、突然、英国産業連盟 (CBI) の年次総会において、OFR 導入法の廃止が宣言された。これに対して各種関係者からは廃止反対の声も上がっており、決着は不透明な状況となっている。

OFR における保証

OFR 導入法において監査人は、OFR の情報が、財務諸表と一貫しているかについて、監査報告書にて表明する必要があることとなった。OFR 導入法の方角性は不透明であるものの、導入に備えて、監査実務審議会 (APB) から OFR 監査基準の公開草案が公表されており、そこには、非財務情報の法定監査を実施する場合の基本原則、監査手続、監査報告書の記載例が記されている。

“In our opinion, the information given in the Operating and Financial Review is consistent with the financial statement” とあるように、監査人の意見表明は、OFR の情報と財務諸表との整合性について、行われることとされている。

また、“The auditor should read the information in the directors’ report and assess whether it is consistent with the financial statements.” と記載されており、監査人の監査手続について、財務諸表との整合性について評価するために read the information (情報を読む) ことが挙げられている。

5．米国

(1) MD&A (Management Discussion and Analysis)

概要

米国証券取引監視委員会 (SEC) は、公開企業のディスクロージャーの規制を強める目的で、1982 年から、企業の財務状況、財務状況の変化、事業の結

果を理解するのに必要な情報が提供されるよう、MD&A の形式による開示を義務化している。

開示義務

MD&A は、Management Discussion and Analysis の略、つまり「経営者による経営成績や財政状態に関する議論と分析」であり、米国証券取引法及び取引所法により、アニュアルレポートや四半期報告書での開示が求められているものである。ここでは、経営に活用している主要業績指標を特定し考察することが求められており、この指標に非財務的指標を含むとされている。

2003 年の改正

2002 年のサーベインズ・オックスレイ法導入の結果、2003 年に SEC より、MD&A の作成方法に関する解釈指針が発行された。本指針では、従来の開示要請項目に加えて以下に示す目的を満たすべく、開示の有用性及び透明性を確保することが述べられている。提示された MD&A の目的として、企業を経営者の視点を通じて投資家に知らせるべく企業の財務諸表の説明を提供する、財務内容開示の全体像を拡大し、分析内容が伝えられる、企業の利益、キャッシュフローの変動可能性・質の情報を提供することにより、投資家が過去の業績から将来業績を予測するのに役立つ、ことが示された。

さらに、投資家にとって重要な非財務情報を含む業績指標を経営者が特定すべきであることも述べている。

ここに例示された非財務情報の業績指標として、顧客満足度指標、顧客獲得率・喪失率、製品供給を含む製品開発指標、開発期間達成率、従業員の生産性・士気・在職指標、市場シェア等の競争力指標等が挙げられている。

MD&A における保証

現在のところ、この MD&A について、第三者による保証を与える法律上の要請はない。しかしながら、MD&A の内容は、密接に財務諸表と関係するものであることから、実務上は、会計監査人は何の保証も与えないものの、財務諸表との整合性のチェックを行っているのが現状である。

(2) EBR (Enhanced Business reporting)

概要

米国においては、1980 年代の後半以降、現行の財務報告の限界（市場の期待と現行報告のギャップ）に対する懸念が唱えられるようになり、1990 年代のジェンキンス委員会やウェイガント委員会等の財務報告に関する提言を経て、2002 年 12 月には、米国公認会計士協会（AICPA）が、その組織内に検討委員会の The Special Committee on Enhanced Business Reporting（SCEBR）を設立し、本格的に財務報告に関する新しい枠組みを提案する活動を開始した。SCEBR は、2004 年 6 月にその研究成果として、Report of the Public Company Task Force to the Special Committee on Enhanced Business reporting を公表し、財務報告における情報の質と透明性を改善するための新しい報告モデルの提案を行った。

内容

提案報告モデルには、企業のバリュードライバーと業績との関連、情報の目的適合性、企業の戦略目標を反映する業績指標の採用、株主の資本投資に対する投資収益の明示、バリュードライバーの明確な説明による未来情報の予測可能性の向上、点ではなく範囲の利益予想、経営陣による見積根拠情報の開示、非財務情報の業界標準の設定等の特徴が織り込まれており、現行の財務報告における限界を補っていく方向性が示された。

意義

本報告における提言の実現までには相当の労力を要すると思われるが、多分に実現可能性を意識した提案（現行モデルを否定するのではなく、補足という位置付け、具体的なサンプルモデルの提示、利害関係者の声を高めるというアプローチ）であること、及び、米国公認会計士協会が主導したプロジェクトであることに大きな意義がある。

EBR における保証

保証についても検討されているが、現行の監査報告における財務諸表全体の観点の保証よりも、このモデルにおいては、データレベルによる保証（Data level assurance）、数段階のレベルの保証（Several level assurance）の概念が確立されるべきであると提案されている。

6. 検討

以上、デンマーク・ドイツ・英国・米国における動向を検討してきたが、ここでの主な特徴は以下のとおりとなる。

北欧を中心とした知的資本報告書開示の動向と、欧米を中心としたアニュアルレポートでの非財務情報の開示の動きの2つの傾向が見られる。さらに、米国では財務報告の枠組みを変更する議論も出てきている。

我が国の「ガイドライン」に基づく知的資産経営情報の開示は、前者に近いものと考えられるが、考え方の原則は米国での EBR の議論と共通する部分もある

デンマークでは、一部知的資本報告書に保証業務を実施している例が見られたが、その内容はレビューであり、ガイドラインに従った作成方法である旨を保証している。ただし、保証業務指針は作成されていないようであり、例えば、保証業務実施者の責任はどのような場合に生じるか等、必ずしも明確にはなっていないように思われる。

一方、アニュアルレポートでの非財務情報の開示においても、保証業務の実施が検討されている。例えば、英国では、改正 OFR の議論において詳細な保証方法が検討され、関連数値と財務情報との整合性を保証するレビュー方式が検討されている。

米国における EBR においては、従来の監査の全体的な保証方式の限界を議論し、データレベルの保証や数段階の保証といった概念を新たな保証方式として、提案している。

この2つの流れは全く別のものというわけではなく、どちらも財務諸表に現れない知的資本をいかに表現すべきか、という共通の問題意識からスタートした解決策であるということができる。しかしながら、いずれもの議論もまだ完成されたものではなく、知的資本報告書の開示と非財務情報の開示がどのようにかかわっていくか、制度としてどのように収斂していくのか等、今後の動向が注目される。そうした流れの中で、日本の知的資産経営報告書も、このような議論に一石を投じるものとして評価することができる。

公認会計士の役割

以上概観した知的資産経営情報の開示に当たり、公認会計士が関与でき得る領域を以下に検討する。

1. 作成指導

「ガイドライン」に基づく開示は始まったばかりであり、開示を希望する企業にとってもまだまだ敷居が高い状況にある。このため、例えば、中小企業基盤整備機構「知的資産経営研究会」において、中小企業向けの開示促進が検討されている。その報告書の中においても、弁理士・弁護士等と並んで公認会計士への期待が表明されている。作成指導は知的資産経営情報の開示を円滑に行っていく上で重要な機能であり、公認会計士は財務や開示についての専門家であるから、開示企業に対する助言業務により貢献できるところ大であると考えられる。

2. 保証業務

(1) はじめに

平成17年10月に「ガイドライン」が公表され、平成18年6月現在、数社が開示を始めた段階であるが、将来開示企業が増加し、ステークホルダーの意思決定に重要な影響を及ぼし始めると、ステークホルダーから主題情報の信頼性を高めるため、保証業務への期待が高まる可能性がある。また、主題情報の信頼性が高まることは、開示企業にとっても知的資産経営に係る説明責任を果たし、ステークホルダーとのコミュニケーションを高める上で望ましいことと思われる。

ここでは、知的資産経営報告に対する保証業務について、海外の事例も参考としながら検討を行い、論点を整理する。

なお、保証業務に関する基準として、

平成16年11月29日企業会計審議会が公表した「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」（以下「意見書」という。）

監査・保証実務委員会報告第 号「財務諸表監査以外の保証業務等に関する実務指針」（公開草案）（以下「保証業務等実務指針（案）」という。）

国際会計士連盟(IFAC)が公表した報告書である International Framework for Assurance Engagements の考え方や、さらに国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」がある。本研究報告では、これらの内容を参考としながら、知的資産経営報告の保証業務に関する検討を行った。

(2) 保証業務の概要

「保証業務等実務指針(案)」では、公認会計士等が行う保証業務を、業務対象と想定される主題に責任を負う者が、一定の規準によって主題を評価又は測定した結果を表明する情報(主題情報)について、又は、主題それ自体について、それらに対する保証報告書の想定利用者の信頼の程度を高めるために、業務実施者が自ら入手した証拠に基づき規準に照らして判断した結果を結論として報告する業務と定義し、「保証業務」の要素として、

保証業務に関わる当事者

主題

規準

十分かつ適切な証拠

保証報告書

の5つを挙げている。

について、知的資産経営報告書に係る保証業務では、主題に責任を負う者、業務実施者、想定利用者は、それぞれ開示企業経営者、公認会計士等の外部第三者、投資家等の利害関係者である。

について、主題は「主に知的資産を重視し、活用した価値創造に関する企業の取組み」であると考えられ、主題情報は「知的資産経営報告」である。知的資産経営報告の主題においては将来情報や定性情報が重要な役割を果たすが、この点については後述する。

については、本研究報告では、経産省の「ガイドライン」をもって作成等の規準と考える。知的資産経営報告の保証業務基準については、現在のところ作成されていないが、保証業務実施に当たっては必要となる。

について、「保証業務等実務指針(案)」が規定する証拠収集手順に従って業務を実施することになるが、知的資産経営情報固有の問題もあり、将来的には知的資産経営情報に係る保証業務指針が策定されることが不可欠である。

について、保証に関する結論を知的資産経営保証報告書により報告することになると考えられる。

また、「意見書」は、保証業務リスクの程度により合理的保証業務と限定的保証業務に分類している。「合理的保証業務では、業務実施者が、当該業務が成立する状況のもとで、積極的形式による結論の報告を行う基礎として合理的な低い水準に保証業務リスクを抑える。」とされ、「限定的保証業務では、合理的保証業務の場合よりは高い水準ではあるが、消極的形式による結論の報告

を行う基礎としては受け入れることができる程度に保証業務リスクの水準を抑える。」とされる。

なお、「保証業務等実務指針（案）」によれば保証業務には、主題情報を、主題に責任を負うものが自己の責任において想定利用者に提示することを前提にする保証業務（アサーションベース）と、これを前提にせず業務実施者が主題を一定の規準によって評価又は測定した結果を結論として表明する保証業務（ダイレクトレポーティング）があるが、知的資産経営報告書に係る保証業務においては、開示企業等が知的資産経営報告書を想定利用者に開示することを前提にするので、アサーションベースと考えられ、以下ではこれを前提にする。

(3) 知的資産経営情報の特徴と保証業務の課題

知的資産経営情報の特徴としては、

将来情報が重要な役割を果たす

定性情報（価値創造ストーリー）が重要な役割を果たす

「ガイドライン」の規範性が低い

等が挙げられる。については、不確実性を含んだ将来の価値創造ストーリーが重要な役割を果たし、については、経営哲学・経営方針・戦略等の主観性を持った情報が重要な役割を果たすことになる。

また、については、我が国においては知的資産経営情報の開示は始まったばかりであることから、「ガイドライン」は実務の普及を優先課題と考え、まずは任意性の高い形から始めたと考えられる。しかし、このために「ガイドライン」の規範性が低く、例えば、記載の網羅性はもとより、裏付け指標選択の妥当性等についても意見表明できないと考えられる。

(4) 知的資産経営情報の保証業務等の検討

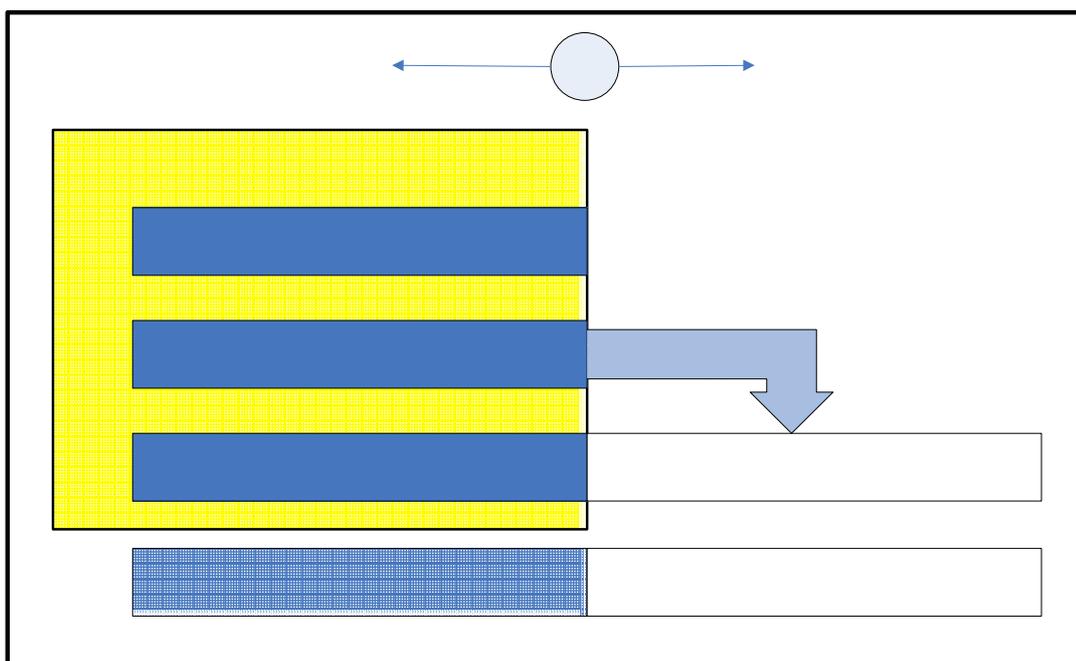
上述のように、不確実性の多い将来情報や主観性を含んだ定性情報が重要な役割を果たすため、知的資産経営報告全体について意見表明を行うことは困難と考えられる。

しかし、知的資産経営報告に含まれる情報のうち、財務情報、定量・過去情報、指標（内容は財務情報や定量過去情報から構成されることが多い）については、原則として十分かつ適切な証拠の入手が可能と考えられる。以下では、これらを前提にして、どのような形で保証業務が可能かについて検討を行う。

指標の検証を通じて価値創造ストーリーを裏付ける

「ガイドライン」では、価値創造ストーリーを裏付けるものとして指標が使用されており、指標自体は財務情報その他の定量・過去情報が主となっている。したがって、業務実施者が指標や財務情報、定量・過去情報の検証を行うことにより、想定利用者は、検証された指標等を裏付けとして価値創造ストーリー等の確からしさを判断できる可能性がある。

このことを図示すれば以下ようになる。



しかしながら、この方式は業務実施者が指標を検証し、その検証された指標を利用して想定利用者自らが価値創造ストーリーの確からしさを判断する方式であり、業務実施者が価値創造ストーリーの確からしさを判断した結果を想定利用者に報告するものでない点に限界があるといえる。

また、保証業務がこのような方式で実施されていることを保証業務指針や個々の保証報告書において十分に周知する必要がある。

さらに、「ガイドライン」上開示すべき指標が特定されておらず、任意の扱いとなっているため、指標の選択の妥当性については意見を表明することはできないと考えられる。この点については、後述する（(5) 参照）。

英国（EU、ドイツ他）の方式

英国（EU、ドイツ他）の非財務情報の開示においては、財務情報の監査人が財務情報との一貫性をレビューする方式がとられている。

この方式は実行可能性が高いものではあるが、その内容はレビューないし消極的保証にすぎない点に限界があると考えられる。

合意された手続（agreed upon procedure）

「保証業務等実務指針（案）」は、保証業務とは異なるが「合意された手続」についても記載している。公認会計士等が、業務依頼者と業務対象に対して合意された手続を実施し、その「実施結果報告書」を報告する方法である。

先に述べたように、今後、開示企業又はステークホルダーから信頼性の向上の要求が高まる可能性があり、利用者が「実施結果報告書」に基づき、自

保証

らの責任で結論を導くためには有効な方法であり、その都度手続を合意するため、弾力的で実行可能性の高い方法であるといえよう。

しかし、合意された手続は保証業務と異なり、「実施結果報告書」においては実施結果の事実を述べるのみで、意見の表明は行われぬ。また、その配付は原則として合意された手続の関係者に限られ、広くステークホルダー一般が利用できるわけではない点に限界がある。

(5) 個別論点

以下に、具体的に検討すべき点のうち、重要なものについて検討する。

指標について

現行「ガイドライン」上 35 の指標が示されているが、これは例示の扱いであり強制力を持たない。また、指標選択の適切性については意見表明できないと考えられる。

そこで、今後の開示制度の推移において業種別指標等の検討が十分になされ合理的な指標のセットが業種別等でコンセンサスが得られた段階で標準指標として強制力を持ったものにし、これを開示しない場合には、開示企業は理由を開示することが望まれる。

開示企業が原則としてこれらを用いて価値創造ストーリーを裏付ける実務が定着したなら、制度的にもこれらを強制開示とすることによって、間接的に価値創造ストーリーを検証する可能性が高まると思われる。

指標に関する証拠収集手続

「ガイドライン」での指標は、価値創造ストーリーを裏付ける重要な役割を持っている。また、指標は財務数値をはじめ定量情報等、多様な情報に基づき計算されている。(5) で検討したように指標の規範性が高まったとしても、各企業の独自指標をすべてなくすことは難しいと思われるので、独自指標を含む指標について十分かつ適切な証拠を入手し得るかどうかを検討することは、知的資産経営情報の保証業務にとって重要と思われる。以下にその方向性を検討する。

- a) 「ガイドライン」が例示する 35 の指標について、証拠収集手続の観点から分類を行う。
- b) グループごとに適用すべき証拠収集手続を明確化する。
- c) 独自指標については、保証業務実施者がグループに分類し、対応する証拠収集手続を実施する。
- d) 十分かつ適切な証拠の入手が困難と考えられる分類を設け、この分類に該当する指標については、保証業務実施者が自己の責任でこのグループに分類し、この旨を保証報告書において明示する。

十分かつ適切な証拠の入手が困難と考えられる指標には、I R 情報、アンケート情報、経営情報・組織情報に基づいて作成される指標が該当すると考えられる。35 の指標においては、 - 1、 - 2 等の指標が該当する。

指標 No	指標内容	手続グループ
	経営スタンス/リーダーシップ	
- 1	経営理念等の社会浸透度	アンケート情報
- 2	経営者による社外にむけた情報発信 (対外広報活動)	I R 情報
- 3	次世代リーダーの育成方法 (子会社社長平均年齢)	人事情報
	選択と集中	
- 1	主力事業の優位性 (売上比、利益比、利益率)	財務数値
- 2	主力製品・サービスを提供する同業他社数加重平均	財務数値と非財務数値の組合せ
- 3	不採算部門の見直し実績	非財務数値
- 4	R & D 集中度	財務数値と非財務数値の組合せ
- 5	市場の差別化	同上
- 6	従業員の評価システム	同上
	対外交渉力/リレーションシップ	
- 1	主力事業における主力製品・サービス別シェア加重平均	同上
- 2	顧客満足度	アンケート情報
- 3	客単価の変化	財務数値と非財務数値の組合せ
- 4	新規顧客売上高比率 (対法人) 及び新規顧客会員数の前年伸び率 (対個人)	同上
- 5	原価の変化に対する出荷価格の弾性値 (価格転嫁能力)	非財務数値
- 6	原材料市況変化に対する仕入原価の弾性値 (交渉力)	非財務数値
- 7	資金調達	財務数値と非財務数値の組合せ
	知識の創造/イノベーション/スピード	
- 1	売上高対研究開発費 (または能力開発費)	財務数値
- 2	外部委託研究開発費比率	財務数値と非財務数値の組合せ
- 3	知的財産の保有件数、賞味期限 (経済的に意味のある期間)	知財情報
- 4	新陳代謝率 (従業員平均年齢とその前年比)	人事情報

指標 No	指標内容	手続グループ
- 5	新製品比率 チームワーク/組織知	非財務数値
- 1	社内改善提案制度・改善実施件数	同上
- 2	部門横断的なプロジェクトの数	人事情報
- 3	従業員満足度	アンケート情報
- 4	インセンティブシステム	人事情報
- 5	転出比率 リスク管理/ガバナンス	同上
- 1	コンプライアンス体制	同上
- 2	リスク情報のプレス公表件数及びトラ ブルのプレス公表スピード	I R 情報
- 3	リスク分散状況	非財務数値
- 4	被買収リスク	財務数値と非財務数値の組合せ
- 5	訴訟係争中の案件における賠償請求	同上
- 6	営業秘密の漏洩リスク（営業秘密の数 とそれを扱うコア従業員比率） 社会との共生	知財情報
- 1	環境関連支出投資額	非財務数値
- 2	S R I（社会的責任投資）ファンド採 用数	I R 情報
- 3	企業イメージ調査・ランキング	アンケート情報

分類ごとの証拠収集手続は以下のようになる。

手続グループ	手続例
財務数値	財務帳票との突合、財務諸表との一致の確認、 計算チェック
非財務数値	算出方法への準拠性確認、内容の合理性確認、 計算チェック
財務数値と非財務数値の組合せ	算出方法への準拠性確認、内容の合理性確認、 計算チェック
人事情報	人事資料との突合
知財情報	知財情報との突合
I R 情報	広報資料、新聞、HP等の閲覧
経営情報・組織情報	総会・取締役会、稟議書等の閲覧
アンケート情報	算出方法の確認、集計過程、集計結果との突合

このような分類に基づく証拠収集手続が現実に適用可能であるかどうかを確認するため、「ネオケミア株」の知的資産経営報告書を用いて検討してみる。

(本文指標)

⑦	指標内容	ガイドラインとの対応指標	分類
7	研究開発費及び研究開発費割合	- 1 売上高対研究開発費(又は能力開発費)	財務数値と非財務数値の組合せ
	研究開発効率	独自	財務数値
11	特許占有率	- 3 知的財産の保有件数、賞味期限(経済的に意味のある期間)	知財情報
12	研究スタッフ数	独自	非財務数値
17	試供品購入顧客の成約率	独自	同上
17	クレーム率	独自	同上
18	特許出願件数	- 3 同上	知財情報
19	特許関連費用とコスト割合	独自	非財務数値

(別添指標)

⑦	指標内容	ガイドラインとの対応指標	分類
21	経営者による社外に向けた情報発信	- 2 同左	I R 情報
	主力事業の優位性	- 1 同左	財務数値
	R & D集中度	- 4 同左	財務数値と非財務数値の組合せ
	売上高対研究開発費	- 1 同左	財務数値
	新製品比率	- 5 同左	非財務数値
	従業員の平均年齢	- 4 新陳代謝率(従業員平均年齢とその前年比)	人事情報
	訴訟係争中の件数	- 5 訴訟係争中の案件における賠償請求	財務数値と非財務数値の組合せ

本文指標においては、独自指標も研究開発効率等「ガイドライン」の指標には対応しないものもあるが、財務数値等証拠収集手続が可能な指標が多く、十分かつ適切な証拠が入手できる可能性があるものと考えられる。

また、別添指標は「ガイドライン」の指標に沿ったものを掲載しており、数値表示のものが多く、証拠の入手が可能と考える。

継続性

制度会計においては、継続性が重要な概念として要求される。正当な理由なく会計処理を変更すれば、利害関係者の判断を損なうおそれがあるからである。知的資産経営報告においても、例えば、指標の選択について継続性が必要ではないかと考える。不都合になれば記載を止めることが許されるならば利害関係者が期間比較等を行うに当たり有用性が著しく減じられるためである。

したがって、将来「ガイドライン」の見直しに当たっては、指標等の記載に継続性を要求し、変更を行うときには理由の開示を要求してはどうかと考える。

会計監査を受けていない開示企業の扱い

「知的資産経営報告」の中には、指標をはじめ財務数値が多く含まれている。保証業務を行うに当たり、この数値の信憑性が問題になる。

会計監査を受けている場合にはその結果に依拠できるとしても、受けていない場合には、「知的資産経営報告」の保証業務を行うに当たり、財務数値についてまず会計監査を実施してから保証業務を行うのは、一般的には現実的ではないと思われる。この場合には（ 2 (4) で述べた限界はあるが）、「合意された手続」を実施する等の対応が考えられる。

連結ベースについて

「ガイドライン」（P4）に、「事業活動の実態に合わせ、原則として連結ベースで説明する。」と記載されている。財務数値については、制度会計の規準によるとしても、財務数値以外の場合には、「ガイドライン」上必ずしも明確にされていない。例えば、連結子会社に対しライセンスを行っている場合、これを自家使用として処理するか否か、等がこれに当たる。この点について、明確にしておく必要がある。

(6) まとめ

以上見てきたように、知的資産、非財務情報の開示に関して、海外においても様々な議論が展開され、制度が導入されてきているものの、いまだ知的資本報告書や非財務情報の保証業務の実務が確立されているわけではない。少なくとも以下の諸点の検討が必要になると思われる。

知的資産経営情報の開示に係る保証業務指針の策定が必要になる。

知的資産経営報告の全体を保証業務の対象とすることは困難であると考えられる。

保証業務の対象となり得るのは、財務情報・定量過去情報・指標等であると考えられる。

アメリカのデータレベルの保証という考え方は保証業務の直面する困難性を排除可能な点で注目に値するが、利用者の保証業務への要求に対応できるか否かは、今後の展開やステークホルダーを含めた実務的検討が必要となると思われる。

デンマークにおける保証業務の実務の方向性が、我が国の知的資産経営報告の場合に適合できるか否かについても、今後の「ガイドライン」の改訂動向も見極めながら検討していく必要があるが、保証業務実施者の責任が過重とならないためにも、保証業務指針の策定を含め今後の更なる検討が必要となると考えられる。

英国における、改定 OFR における保証指針は、報告書の様式に至るまで、詳細に定められたものであり、実務上の参考になり得る。

おわりに

海外の動向を見ると、我が国においても知的資産経営報告の開示や非財務情報の開示は、今後ますます発展していくものと考えられる。これに応じて、作成指導や保証業務への期待が高まってゆく可能性がある。とりわけ保証業務については海外でも検討が始まっており、我々はこれらの動きをフォローしていく必要がある。

また、「ガイドライン」にも述べられているように、今後「ガイドライン」自体も環境変化に応じて変遷を遂げていくと思われるが、その改訂に際して本研究報告で述べた考え方を斟酌いただくと幸いである。

以 上